

## ダイオキシン類汚染物の処分に係る調査報告におけるご意見など

### 当日の流れ

- 午後 7 時 00 分 開会
- 午後 7 時 05 分 町長挨拶
- 午後 7 時 10 分 経過等説明（概要図により平成 28 年 5 月末までの経過及び資料 3 により処分に関する疑問点などを中心に説明）
- 午後 7 時 50 分 質疑応答
- 午後 8 時 35 分 閉会

### 質疑及び回答

#### （質疑 1）

今の説明で腑に落ちない点は、担当部局の環境創造部長が出席されているにも関わらず、この程度の説明しかいただけないのかと疑問でならない。決裁などの書類が残っていないというのであれば、聞き取りをすれば分かるはずであり、担当部長は経過などを理解しているのが当然ではないのか。当時の副管理者（前能勢町長）が独断で事を進めるなど公務員としてあり得ないことだと判断されるが如何か。また、支払金 9,650 万円に対する両町の負担割合はどのようになっているのかご教示願いたい。さらに今後 2 年間で汚染物の処理を終えるということであるが、すでに 9,650 万円に対して国から交付金が支出されていると聞いている。果たして新たに発生する処理費に対しても、国から交付金は支出されるのか。仮に交付金が支出されない場合、両町で処理にかかる費用を単費で負担しなければならず、かなりの負担となることが予測される。9,650 万円のうち能勢町の負担金に関しては、町議会の承認を得た上で施設組合に負担しているものであり、担当部長が議会においてどのような説明をされたのかお聞かせ願いたい。今の説明だけでは見え難い面もあるので、質問に対する回答をお願いする。

#### ●町長

まず、9,650 万円の負担割合は、能勢町約 25%、豊能町約 75%という割合である。また、何故この程度しか理解していないのかというご質問に対しては、私自身も同様の疑念を抱いているところもあり、担当部長などに確認を行ったが、実際に担当部長などにおいても何も聞かされていないというような状況である。議会への説明に関しても、処理単価など金額に関する説明が中心であり、契約に至る詳細な経過などについては聞いていないとのことである。非常に不可解なところもあるが、今後、聞き取りなどにより事実を明らかにし、最終的な判断をしていきたいと考えている。また、汚染物の処理に関してはダイオキシンを分解し、無害化をしていきたいという考えは変わっていないが、具体的な処理方法の検討までには至っていない状況である。あと、9,650 万円に対する国からの交付金は一旦、いただいているものの、その内容について国で精査をされている状況である。今後の処理費に対する国からの交付金に関しては、保留となっている交付金の方針が決定してから協議を行うこととなると考えている。

●総務部長

担当部長は経過などを把握していなかったのかというご質問に対し、回答をさせていただく。概要図の上段、平成 27 年 7 月までの経過に記載のとおり当初はオンサイト（豊能町内）で処理を行うということで審議会を立ち上げ、総務部長、環境創造部長ともに理事として審議会に出席をしていたので、最終的にジオスチーム法で決定した決裁までは把握している。しかしながら、オンサイトの処理が外部処理に変更となった経過などに関しては、施設組合の内部で処理を進められたということであり、8 月の施設組合議会において報告をされた際に知ったような状況である。その後、大牟田市で処理が難航しているというような情報は入っていたものの、平成 28 年 3 月末に処理が完了した旨の報告を受けている。ただし、どこでどのような処理をしたという詳細については、諸事情により教えられないということであった。最終的に一連の流れの報告を受けたのは、神戸市がプレス発表を行った 7 月 7 日以降に報告を受けたというような状況である。

●環境創造部長

先の総務部長の説明と重複するが、大牟田市で処理を行うことまでの経過については報告を受けていた。それ以降、一廃から産廃への区分変更や神戸市での処理については一切の報告を受けていないというのが事実である。どこでどのように処理をされたか施設組合に何度も質問を行ったが、返答はいただけなかった。7 月 7 日のプレス発表において神戸市で処理をされたことを知ったというところである。組合議会でも報告がなされたが、その辺については当時の管理者、副管理者、施設組合において決定がなされたとのことである。

(質疑 2)

施設組合議会において予算が認められ、実際に処理費用などが支出されているが、先ほどの説明では理事である担当部長などが何も把握されていなかったという点が理解し難いので、その辺を分かり易く説明いただきたい。

●町長

施設組合議会において予算を認められた時点において、予算の執行に関しては施設組合が行うこととなる。すなわち、施設組合の管理者、副管理者、事務局長、課長が執行することとなり、本町の総務部長や環境創造部長が関与するところではないので把握はしていないという状況である。

(質疑 3)

今後、どのように処理をされようと考えているのか。また、費用負担の問題、大阪府からの財政的支援は無いと聞いている。大阪府へ要望をしていただいて、出来る限り町の負担を軽減するようにしていただきたい。あと、ダイオキシンを無害化することに対して、今後、撤回するようなことはないかどうか確認したい。

●町長

19 年前にダイオキシン問題が発生した際に、ダイオキシンに関しては消滅させる方向

で意思決定がなされている。完全無害化とはいかないまでも、分解を行いつつ限りなく無害化していきたいと考えている。なぜなら今も町内には汚染地が残っており、完全無害化は出来ておらず、その地域の方々は痛みを抱えている。19年前のダイオキシン問題が発生した際に風評被害によって、生活に大きな影響を受けた方々もおられ、私としてはこのダイオキシンに関しては、この世から無くしていきたいという気持ちに変わりはない。ただし、処理方法については焼却や溶融など様々な方法があり、また業者によっても費用が異なるので出来るだけ町民へ負担のかからないよう安価で安全な方法を選択していきたいと考えている。加えて、国の交付金も大きく影響してくると思われるので協議をしていきたいと考えている。

○質問者

大阪府からの財政的支援が無いというのはどのようにお考えか。

●町長

これまでも大阪府からは人的支援や技術的支援という形で支援をいただいているところであり、今後も引き続いて支援をお願いしていきたいと考えている。

(質疑4)

以前からダイオキシン問題に関わっており、地元対策（調整）が一番大変であることは十分に理解している。審議会においてジオスチーム法で決定し、議会に予算上程を行っているにも関わらず、地元の了解を得ていなかった点に疑問を抱く。お聞きしたいのは、その後、大牟田市への外部処理に変更をなされているが、大牟田市での処理は審議会で決定をなされたのと同じジオスチーム法であったのかどうかということを確認したい。また、今回、お示しいただいている資料3、4で経過や疑問点などが大変良く分かる。ただ、資料が存在せず真実が見え難いところもある点に関しては、聞き取りにより真実を明らかにしていく必要がある。情報公開については、町長の公約でもあったかと思うので、今後も引き続き調査を行い、適宜、議会なり住民説明会を開催して頂きたい。国からの交付金をいただいている以上は、場合によっては交付金の返納ということも想定されるので、責任の所在は明らかにして頂きたい。施設組合の当時の管理者、副管理者、事務局長、課長に対しては十分な聞き取りをお願いしたい。ただ1つ、平成27年7月から8月の約1か月の間で大牟田市への外部処理の話がまとまるのかどうか不可解である。

●町長

資料4には、今回の件における経過と疑義についてもお示ししている。おっしゃるとおり、今回の件に関しては、資料が不存在という点で聞き取りが重要となってくると認識している。並行して100条委員会や第三者委員会で調査が進められるが、私の方でも副管理者という立場において聞き取り調査を行い、整理ができた段階でお示ししていきたいと考える。本町の情報コーナーにおいて公開している一連の書類をご覧いただければお分かり頂けると思われるが、誰が発議をし、どこで意思決定されたのかを示す書類が殆ど残っていない状況であるため引き続き聞き取りを行っていききたいと考える。

● 総務部長

大牟田市における処理方法に関しては、溶融で処理を行うということで聞き及んでいる。

(質疑5)

9,650万円という莫大な金額が不透明かつ不可思議に使用されている点について、行政側がこのように疑義をまとめられている点には感激をしている。別件で今までも情報公開請求を行ってきたが、今回の件が特異ではなく、行政には意思決定過程の書類が存在していないことが多いと感じている。今回、このように行政から多々の疑義をお示しいただき、今後はどのように調査を進めるのか、出来れば関係する大牟田市や稲敷市などに足を運び、聞き取り調査をされることを希望する。豊能町では第三者委員会を立ち上げ、年度内の問題解決に向け取り組まれているのに、何故、両町で協力し取り組まれないのかという疑問がある。あと、処理費用として9,650万円という巨額な支出を行ったにもかかわらず、神戸からの引き取り費用など本来であれば必要がない約4,000万円を支出している状況を踏まえ、告訴は考えておられないのか。

● 町長

豊能町と連携をしていないということではなく、第三者委員会の立ち上げは豊能町長の公約であったように思われる。専門家に委ねるというのも一つの手法であるとは考えるものの、私としてはまずは副管理者としての立場で調査できることもあろうかと考えている。今後も引き続き調査を行い、適宜、お示ししていきたいと考えている。また、100条委員会においても証人喚問の段階に入ってこようかと思われるので、当事者からの話を聞きながら判断しなければならないところもあると思われる。告訴については、もう少し事実を整理した上で検討すべきであると考えているので、今は状況の判断と内容の精査に努めたいと考えている。

○ 質問者

手元に三池製錬との契約書があるのだが、損害賠償責任に関する記載がなされており、その内容を無視して、当時の管理者は次の段階に進まれている。住民からすれば不可思議でならない。確かに調査を行い精査していかなければならないこともあるが、既にこれだけ多くの疑念が存在する中で、もう少し調査を進めたいというお考えに疑問を感じる。

● 町長

不可思議なことが多々あることは認識しているが、今の状況で告訴をするしないを判断することはできないと申しているだけであり、これで調査を打ち切るということではない。ただ、繰り返しになるが、今の資料だけで告訴をするしないを判断することはできないということを容赦願いたい。

(質疑6)

国崎クリーンセンターで処理を行うことは不可能であるのか。出来ないということであれば何故できないのかご教示いただきたい。

●総務部長

国崎クリーンセンターには何度か前管理者及び副管理者がお願いをした経過がある。施設能力的には処理をすることは可能であるが、設立の経過からすると設立後に新たに発生した廃棄物の処理を行う施設であることから、設立以前の廃棄物に関しては処理が行えないという議論があったと聞き及んでいる。

○質問者

川西市と猪名川町に事情を説明し、お願いをすればどうか。過ぎたことを議論しても仕方がなく、これからをどうするのか、どのように処理をするのかが大切ではないか。確かに施設組合における責任の所在を明らかにするのも必要ではあるが、これからをどのようにしていくのかがもっと重要ではないか。無理かも分からないが、川西市と猪名川町にお願いをすれば如何か。

●町長

先ほど総務部長が説明をしたとおり、設立当初の取り決めがあり、なかなか難しいという状況である。ただ1つ理解していただきたいのは、国崎クリーンセンターは我々の焼却施設であるにも関わらず受け入れてもらえないというくらいに処理困難な廃棄物であるということを認識し、基本的にはオンサイトで処理をしていかなければならないということをご理解願いたい。おっしゃっている趣旨はその通りであると考えてるので努力はしていく。

(質疑7)

既に溶融で無害化するという方向を出されており、豊能町において処理が可能な焼却施設を建設すればどうか。今、豊能町で仮置きをしている汚染物のみに限定せず、他市町においても焼却施設を解体できずに困っている状況と聞いているので、そのような焼却施設から排出される焼却灰を受け入れて、建設費用に充てるというのも一つの手法ではないか。それくらいしなければ財政的にも苦しい両町において、さらには国の交付金もどうなるのか分からない状況においては無害化は難しいのではないか。ピンチをチャンスに変えるのも大切ではないかと思う。

●町長

貴重なご意見として承る。